

事 務 連 絡

平成 25 年 8 月 22 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

腸管出血性大腸菌感染症による集団発生事例について

社会福祉施設等における衛生管理上の衛生主管部局との連携については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号。以下「5 局長通知」という。）に基づき、対応をお願いしているところです。

本年 6 月下旬以降、社会福祉施設等における腸管出血性大腸菌感染症の集団発生が報告されています。国立感染症研究所感染症疫学センターによると、特に保育所における集団発生がこれまでに少なくとも 10 件報告されています（別添 1）。そのため、別添 2 のとおり「保育所等における腸管出血性大腸菌感染症集団発生事例の増加に伴う対応等について」（平成 25 年 8 月 21 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）が、都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課保育担当者あてに通知されているところです。

つきましては、貴管内における腸管出血性大腸菌感染症の発生動向に十分留意するとともに、5 局長通知に基づく集団発生等の報告を受けた場合には、厚生労働省に報告いただくとともに、感染症サーベイランスシステム（NESID）の当該発生届の備考欄に該当患者である旨を記載するようお願いいたします。

また、食品に起因することが疑われる際には、食品衛生法第 58 条第 3 項に基づき、直ちに厚生労働大臣に報告いただきますよう引き続きお願いいたします。

別添 1 「最近の腸管出血性大腸菌感染症事例の特徴について（情報提供）」（平成 25 年 8 月 21 日 国立感染症研究所感染症疫学センター）

別添 2 「保育所等における腸管出血性大腸菌感染症集団発生事例の増加に伴う対応等について」（平成 25 年 8 月 21 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）

（参考）

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号）